

答 申 情 第 1 1 4 号

令 和 2 年 8 月 1 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 北 村 和 生

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年9月11日付け都建安第4269号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定の建築物の違反建築への指導状況等の公文書公開請求拒否決定事案（諮問情第197号）

1 審査会の結論

処分庁が行った公文書公開請求拒否決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、令和元年7月2日に処分庁（担当部署 都市計画局建築指導部建築安全推進課。以下同じ。）に対して京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「都市計画局建築指導部建築安全推進課による違反建築（**区**町**）への監視及び指導状況について」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 処分庁は、本件請求に対し、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和元年7月12日付けでその旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

当該文書の存否を回答することで、当該建築物の所有者に対する建築基準法に基づく行政指導の有無が明らかになることから、条例第7条第2号に規定する法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより当該法人等の社会的地位が損なわれ、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとして非公開とすべき情報を公開することになるため、請求対象文書の存否を答えることはできない。また、仮に当該文書があるとしても条例第7条第2号により非公開情報に該当する。

(3) 審査請求人は、令和元年8月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審査会での職員の説明によると、処分庁の主張は、次のとおりであると認められる。

(1) 違反建築物に対する指導及び措置について

処分庁は、建築物が建築基準法令の規定又は建築基準法（以下「法」という。）の規定に基づく許可に付した条件に違反しているか否かを調査したうえで、これらに違反した建築物の所有者等に対しその者の責任と費用負担で違反を是正するよう行政指導を行っている。また、

当該建築物の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずる是正命令を行うことができる（法第9条第1項）。

なお、是正命令に至った場合においては、標識の設置等により、その旨を公示しなければならない（法第9条第13項）とされていることから、是正命令を行った建築物の所在地、命令を受けた者の氏名、命令の内容等を公表している。

(2) 審査請求人による本件審査請求の理由について

審査請求人の、審査請求の理由としては、本件処分における公文書公開請求拒否決定通知書に記載されている「公開請求を拒否する理由」について条例第7条第2号本文に該当せず、また仮に該当するとしても同号ただし書に該当するため公開すべき文書であるという主張であると解される。

主張内容の概要としては、①法等に違反しているか否かの客体は建築物であって、是正指導を受けているとの情報が公開されたとしても、法人の利益を明らかに害するものとは必ずしも言えず、逆に所有者等によって有益な情報となる場合もある、②法違反がその外観から一見して明白であり、違反の事実は近隣住民等に広く知られているため、法人の利益を明らかに害すると認められる情報には該当しない、③当該建築物は危険な構造であることから近隣住民及び賃借人の生命、安全、財産を守るために必要不可欠であり、第7条第2号ただし書のとおり、事業活動上の地位及び利益よりも優先される、の3点であると認められる。

下記(3)以降で本件処分の妥当性及びその理由を述べる。

(3) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人は本件請求において、本件建築物を挙げたうえで、「都市計画局建築指導部建築安全推進課による、違反建築（**区**町**）への監視及び指導状況について」の開示を求めている。この文書は、通報に基づく調査や建築物の所有者等に対して行政指導を行った際に作成することのある文書である。

イ 本件請求に係る文書については、上記のとおり、調査や行政指導の際に作成することのある文書であることから、その存否を明らかにするだけで、本件建築物に対する通報、通報等に基づく調査及び本件建築物の所有者等への行政指導の有無並びに本件建築物に違反の疑いがあったという事実が明らかになるものである。

(4) 条例第7条第2号に該当することについて

ア 上記(3)で記載のとおり、本件請求に係る公文書の存否を明らかにすると、当該建築物に対する通報、通報等に基づく調査があったという事実が明らかになることにより、当該建築物に違反の疑いがあったという事実が明らかになる。これらのことが明らかになると、当該建築物が法に違反している蓋然性があることが分かる。

イ しかしながら、法においては、是正命令に至った場合のみ当該建築物の情報を公表する

こととされており、是正命令に至らない場合については一般に公開されることを予定していない。

ウ ここで、本件建築物に対する是正命令を行った事実がないところ仮に本件建築物が法に違反していたとしてもその事実が一般に公開されることを予定していないところ、当職が建築物の状況を調査していることが明らかになれば、当該建築物が違反状態である蓋然性が高いとみなされ、風評等の被害等により不動産賃貸業及び管理業を営む本件建築物の所有者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害することとなる。

この場合において、本件建築物等の現在の状態に係る情報が、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるか否かについては、条例第7条第2号ただし書きの趣旨を踏まえ、その情報を開示することによって事業者の被る不利益を考慮してもなお、人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が現実が発生、又は発生する高い蓋然性が求められるが、直ちにそのような危害又は支障が現実が発生、又は発生する高い蓋然性があるとは言えない。

エ また、通常、建築物が法に違反しているか否かについては、外観のみを一見して判別しうるものではない上、仮に法違反が近隣の限られた住民等に知られている場合であったとしても、条例上、是正命令により公表される情報と同等の公知情報とは解されない。

オ これらのことから、不動産賃貸業及び管理業を営む本件建築物の所有者の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるため、条例第7条第2号に該当する。

(5) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号本文の該当性について

ア 建築基準法等に違反しているか否かの客体は建築物そのものであり、当該建築物の所有者等は直接の客体ではないから、仮に当該違反建築物につき是正指導等を受けているとの情報が公開されたとしても、一般的には「法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるもの。」とは必ずしも言えない。

また、所有者等は、行政から指摘を受けて初めて当該建築物の違反事実を知る場合も少なくなく、このような場合は所有者等にとって有益な情報となるため、みだりに当該法人の社会的信用等の低下を及ぼす蓋然性が一般的に認められる情報とまでは言えない。

イ 当該建築物については、不動産登記簿で公開されていることはもちろん、当該建築物の外観は道路からの目視及びG o o g l e等の航空写真において、間取りや室内写真、専有面積については、不動産情報サイトの賃貸テラスハウスとして公開されていた。

また、昭和21年の米軍の航空写真から昭和57年の国土交通省国土地理院撮影の航空写真を精査したところ、昭和48年5月以降昭和50年3月以前に増築工事が施工されたことが判明し、加えて建築審査課において増築工事の建築確認申請も提出されていないことを確認した。このことから建築確認申請なく増築し、航空写真にて増築時期が特定できたため、違反建築だと考えられる。

以上のように、法違反がその外観から一見して明白であり、違反の事実は既に近隣住民等によって広く知られている情報であるため、「当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる」情報には該当しない。

ウ 当該建築物は、▲▲（代表者は本件建築物所有の●●の代表者と同一人物）が、不動産流通情報サイトの賃貸募集において、当該建築物を1950年1月（昭和25年1月）築と記載していたが、閉鎖登記簿によれば昭和22年11月に店舗として登記されており、その前年の昭和21年には米軍による航空写真で撮影され、昭和50年には国土地理院の航空写真で増改築（無届け無許可で）がされたことが撮影されている。なお、航空写真があれば違反建築の時期が特定できるとのアドバイスは担当部署より説明を受けたものである。

また、その間の昭和39年に下水道の水洗便所の工事が行われ、その下水道工事の図面では、前所有者宅（**）、審査請求人宅（○○）とも境界線から後退していたことが分かる。最近では、平成30年（2018年）にG o o g l eマップで航空写真が公開されている。

したがって、本件建築物は、建築基準法が施行された昭和25年以前に増改築工事が行われたものではなく、少なくとも昭和50年の航空写真撮影時点で工事が行われたことが確認でき、この時点で既存不適格建築物ではなく違反建築物となっている。

さらに、平成23年の京都地方法務局による不動産登記法14条地図作成作業の際には、京都地方法務局職員とその関係者及び近隣住民が境界及び北側水路の幅員について立ち会っており、外観のみを一見しただけで判別したものではない。

一見して分かるのは、大屋根の長さ高さの他に、1階南側外壁材のサイディングボードが当該建築物の建築当時にはなかった資材であることと、端々の欠けた9cm×8cm角の昔（明治か大正の頃に製造と思われる）の古いレンガの上に載っている南西の通し柱が外壁の外に建てられていることである。このことは、京都地方法務局の公文書に記載されている。

「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」の1頁第1章には、「法に基づく技術的基準や許可内容に違反した建築物に対しては、法第9条の規定に基づき違反対策として適切に対処する必要がある」、4頁第3章には、「法第9条に基づく是正命令は、実体違反の有無によって判断することができる。」と記載されている。

不動産流通情報サイトにおいて賃貸募集を掲載した時点で、詳細を公知情報として公表しており、「是正命令により公表される情報と同等の公知情報とは解されない。」との解釈は誤りである。付言すると、登記簿や航空地図、Googleマップの情報も公知情報である。

エ 本件建築物の違反と危険性については、近隣住民の他、不動産登記法14条地図作成作業を行った京都地方法務局及びその関係者、北側水路の幅員の計測に立ち会った近畿財務局も周知の事実であり、風評等の被害等に当たらない。

加えて、不動産賃貸業及び管理業を営む現所有者（●●）が、善意の第三者（賃借人）に重要事項を隠して賃貸していることは、宅地建物取引業法第35条の重要事項説明義務違反であり、民法上不当利得に該当する可能性もあり、事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害するとは言えない。

(2) 条例第7条第2号ただし書の該当性について

ア 条例第7条第2号ただし書の要件該当性は、当該情報に係る関連法令が保護している社会的法益の観点からも検討を要し、プライバシーの要保護性との比較考量において判断する必要がある。条例の目的からすると、ただし書の「人の」は個別具体的な個人を指すのではなく、社会的公益たる「生命、身体、健康、生活及び財産」であると考えられる。また、法が保護しようとしている権利利益は、同一の都市計画区域内の住民の「生命、身体、健康、生活及び財産」、ひいては「都市の安全確保」という形で、広く一般市民の利益、社会的法益にまで及んでいる。

情報公開に係る当該建築物は、西側1階の外壁がなく耐力壁はない（境界の板塀が存在するため外壁の施工ができず。）。西側梁上に2階を載せる危険な構造であり、耐震に問題がある。現に西側2階の外壁のひび割れが大きくなってきている（画像は建築安全推進課に送付済みである）。

イ ただし書の該当性判断は、公正な政策決定過程の確保という観点から判断されなければならない。その主体は広く一般市民であり、社会的法益であると解されるべきであり、是正命令等の処分がない限り、一般市民が具体的な指導内容の情報を全く得られないのでは、公正な政策決定過程の確保という条例の趣旨に反する。

本件では、当該建築物の家主（事業主）は、当方の代理人に対して、「西側外壁のないことなどは賃借人の耳に入れないようにしてください。」と要請をしている。このように賃借人が知らされていない危険な構造であることを公開することは、近隣住民及び賃借人の生命、安全、財産を守るために必要不可欠であり、第7条第2号ただし書のとおり、事業活動上の地位及び利益よりも優先されると考えられる。

ウ 仮に当該建築物については是正指導等を受けている等の情報が公開されたとしても、当該情報はプライバシーの要保護性が低いものであるため、行政機関が「都市の安全確保」と

いう社会的法益を保護する方向で、適正・公正に行政運営しているか否かを判断するための情報を公にする必要性をないがしろにしてまで、秘匿する必要性のある情報であるとは認められない。

加えて、監督官庁が適正・公正に行政運営しているか否かを市民が判断するため、危険な構造の違反建築であるとの情報提供を受けながら監督官庁が適切に対応しているのか判断するための資料を市民に提供する必要があると考えられる。

エ 情報公開条例第2条(2)によると、公文書とは、「職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保管しているもの」とされている。すなわち、「作成することのある文書」などではなく、体裁の整った形式的な意味での文書に加えて、職務遂行に必要なメモや資料、メール等の電磁的記録も含まれる。

平成30年6月、市役所内にて担当部署の職員から、「公表しているのは、行政処分を行った場合のみ。」と言われたが、その行政処分とは是正命令を行った場合のみということになる。この解釈では、調査や行政指導等は一切公開されないこととなる。

審査請求人は、担当部署により当該建築物の調査や建築物の所有者等について行った行政指導等の文書の公開を希望している。この文書の存否が明らかにならなければ、調査や行政指導等をしたかどうかも知ることができない。

審査請求人は、不動産の閉鎖登記簿、航空写真、下水道工事の図面、不動産流通情報サイトの賃貸募集、写真等の資料を担当部署に提供した上で、本件建築物が違反建築であり危険であるので、調査をして指導及び是正命令を行ってほしいと主張している（行政手続条例第39条）にもかかわらず、少なくとも現在に至るまで是正命令は公示されていない。その他の指導、処分等がされているかについて担当部署から個別に情報提供がなく、知ることもできない。担当部署の指導等及び情報提供の積極性が不足しているように思われる。

オ 現所有者は、当該建築物が増改築されて違反建築物となり、審査請求人の所有地に越境していることを前所有者から説明を受けた上で購入しているため、当該建築物は法に違反している蓋然性が高いということではなく、既に違反建築物である。当該建築物からは人の生命、健康、生活又は財産に対する危害又は支障が、雨水侵入による被害及び屋根の漆喰・外壁のモルタルの破片の落下等の形で現実に発生している。

加えて、現所有者は当該建築物の一部分が越境していることを認め、越境部分を収去する時期を少々猶予してほしいと審査請求人に言っている。

さらに、△△朝刊に掲載されているが、〇〇と**の京都市の水路を挟んだ北隣の■■でガス爆発が起これ、爆風が両方の建物の間を通り抜け、**の建築物の西側2階の内外壁にひび割れが生じた。内壁は■■所有者に修理してもらったが、外壁は後年自費で修理したとのことである。このことから、当該建築物の西側1階には耐力壁はおろか外壁すら設置されておらず、建築物の構造、強度に問題があることが分かる。

そのため、審査請求人は、当該建築物が法違反であり、現実に生活又は財産に対する危

害又は支障が現実に発生している危険な建築物であるため、必要な調査、指導及び是正命令が行われることを求めている。

カ 担当部署の主張どおりであれば、行政処分とは是正命令を行った場合のみとなり、担当部署が是正命令を行われなければ、調査や行政指導が行われたかどうか及び法違反の有無について第三者が知ることができず、是正命令の公示以外の情報公開が一切できないのであれば、市民が知る術がないことになり、情報公開条例の趣旨・目的があつてなきが如しとなる。法は行政庁が是正命令を行った場合に公示を義務付けたが（建築基準法第9条第13項）、情報公開条例に基づく開示を禁止していないため、情報公開条例の趣旨・目的に反しない開示は許容されるものと解する。

キ 担当部署の発言の「見には行きました。」（平成30年6月25日京都市役所にて）では、本件建築物への調査が十分であったかどうか判断できないし、その後の担当部署の判断にも疑念が残る。

担当部署の主張する上記4(4)のウの後半は、法第10条に基づく既存不適格建築物に対して行われるものであり、現に法第9条に違反する建築物に対して行われるものではない。そのため、既存不適格建築物の判断基準に従って弁明するのは失当であり、そのことは、平成27年5月国土交通省作成の「既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン」の4頁第3章にも明記されている。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 公文書公開請求拒否決定処分について

一般に、公文書公開請求に対しては、当該請求の対象となる公文書の存否を明らかにしたうえで公開決定等を行うことが原則である。

しかしながら、当該請求に対して公文書の存否を明らかにしただけで条例第7条各号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合があり、そのような場合には、条例第9条第1項の規定により公文書の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる。

この公文書公開請求拒否の決定に当たっては、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を条例第7条各号の規定の趣旨に照らして、具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の情報公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないよう、特に慎重な判断を行う必要がある。

(2) 本件請求に係る文書について

審査請求人は、**区**町**における建築物（以下「本件建築物」という。）が建築基

準法等に違反する建築物であることを前提としたうえで、処分庁による本件建築物に関する監視、調査及び所有者等に対する行政指導の状況を示す文書を求めているものと認められる。

(3) 本件処分における条例第7条第2号の該当性について

ア 本号の趣旨

(ア) 本号は、公開することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位を明らかに害すると認められる情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

本号に該当するかどうかの判断を要するものは、製造、加工等の過程に係る技術上のノウハウ、営業活動上の秘密、信用力又は専ら法人等の内部に関するもののほか、法人等の名誉、社会的評価などが損なわれると認められるものなどがある。

(イ) また、本号ただし書は、人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがある法人等の事業活動や、人の生活環境に影響を及ぼす法人等の反社会的行為に関する情報などは、非公開として保護すべき法人等の利益より、公開に対する公益上の必要性が優先するため、当該情報が記録されている公文書については、公開しなければならないとするものである。本号ただし書を適用するか否かは、公開することで保護される人の生命、健康、生活又は財産の保護の利益と非公開により保護される法人等の利益の比較衡量によって判断されることになり、前者が後者を上回る場合に公益上の義務的開示が認められるとされている。

イ 条例第7条第2号本文について

(ア) 処分庁は、仮に審査請求人が求める文書が存在する場合、その存否を明らかにするだけで、本件建築物が違反状態である蓋然性が高いとみなされ、風評等の被害等により不動産賃貸業及び管理業を営む本件建築物の所有者の「事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害する」こととなると主張し、次のことをその理由としている。

- ・ 本件建築物に対する通報、通報等に基づく調査があったという事実が明らかになることにより、本件建築物に違反の疑いがあったという事実が明らかになると、本件建築物が法に違反している蓋然性があることが分かること。
- ・ しかしながら、法においては、是正命令に至った場合のみ本件建築物の情報を公表することとされており、是正命令に至らない場合については一般に公開されることを予定していないところ、本件建築物に対する是正命令を行った事実がないこと。

(イ) これに対し、審査請求人は、次のとおり主張している。

- a 次のことから、本件建築物の違反の事実は既に明白であり、近隣住民等によって広く知られている情報であるため、「当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害する」情報には該当しない。

- ・ 当該建築物の外観は道路からの目視や Google 等の航空写真において、間取りや専有面積等は不動産情報サイトに公開されていること。
 - ・ 登記情報、国土地理院等の航空写真、建築確認申請等の状況から、増改築の時期を特定することができ、これらの公開されている情報から、当該建築物が昭和50年の時点で建築確認申請のない違反建築物となっていることが確認できること。
 - ・ 平成23年の京都地方法務局による地図作成作業に関係者及び近隣住民等も立ち会っており、本件建築物の違反等については、これらの者にとって周知の事実であること。
- b また、次のような理由から、所有者等が是正指導を受けている情報が公開されたとしても「当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害する」又は「当該法人の社会的信用等の低下を及ぼす蓋然性が一般的に認められる」とは必ずしも言えない。
- ・ 建築基準法に違反しているか否かの客体は建築物そのものであり、所有者等は直接の客体ではないこと。
 - ・ 行政から指摘を受けて初めて当該建築物の違反事実を知る場合などは、所有者等にとって有益な情報となることがあること。
- c さらに、現所有者が善意の第三者に重要事項（違反）を隠して賃貸していることが宅地建物取引業法等に違反することからも、「当該法人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害する」情報とは言えない。

(ウ) 当審査会において確認したところ、本件建築物については、これまで法の規定に基づく是正命令が発せられたことはなく、違反状況を公表した事実もないことが認められる。したがって、仮に本件請求に係る文書が存在するとすれば、その存否を明らかにするだけで、本件建築物が少なくとも違反の疑いがあるものとして、市の指導や調査の対象となったことを市が初めて明らかにすることとなる。

加えて、本件請求は「・・・違反建築（**区**町**）への監視及び指導」と違反建築であることを前提とした公文書の請求であることから、その存否を明らかにすることが本件建築物の違反を市が認識していることを表明することにもつながるものである。

審査請求人は、本件建築物が法に違反することは公知の登記簿及び航空写真等から既に明らかであり周知の事実であると主張するが、一般には、このような情報から特定の建築物の違反の事実を知る者はごく少数であり、具体的な違反内容を知ることも困難であるから、これを市が違反を疑って指導等を行っていること又は市が本件建築物を違反と認識していることを公にすることと同視できるものではない。

(エ) 以上から、本件請求に係る文書の存否を明らかにすると、その結果、仮に本件請求に係る文書が存在する場合には、不動産賃貸業及び管理業を営む本件建築物の所有者（法人）の社会的評価の低下を招き、多数の賃貸住宅業者による顧客獲得の競争の下、契約

関係等において不利な状況に陥るなどのおそれがあり、当該法人の事業活動上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる。よって、当審査会は、本件請求に係る文書の存否を明らかにしただけで、条例第7条第2号の非公開情報の規定により保護されるべき利益が損なわれる場合に該当するため、条例第9条第1項に基づき本件請求を拒否した処分庁の決定は妥当であると判断する。

ウ 条例第7条第2号ただし書について

(ア) なお、審査請求人は、条例第7条第2号ただし書の適用に関して、次のように主張している。

a 本号ただし書の趣旨は、住民の「生命、身体、健康、生活及び財産」、ひいては「都市の安全確保」を保護しようとするものであるところ、耐力や構造上の危険（西側1階の外壁がない、西側梁上に2階を載せている、現に外壁のひび割れが大きくなってきている等）がある本件建築物について危険な構造であることを公開することは、所有者の競争上又は事業活動上の地位や利益よりも優先される。

b ただし書の該当性の判断は、公正な政策決定過程の確保という観点からされなければならない。是正命令等（による公示）が行われなければ行政指導や法違反の有無を市民が知る術がないとすれば、監督官庁が適切に対応しているか否かを判断することもできず、公正な政策決定過程の確保という情報公開条例の趣旨に反する。

(イ) しかしながら、本件建築物は法に基づく是正命令に至ったものではなく、当審査会は、審査請求人による本件建築物の危険性等に係る主張について、上記イ（エ）記載のような不利益を本件建築物の所有者に強いることもやむを得ないと評価するに足りる事情、あるいは、例外的に本件請求に係る文書の存否を明らかにしなければならないほどの「人の生命、身体又は健康」等への危害の重大性や急迫性を具体的に認めることはできない。よって、本件請求に係る文書の情報は条例第7条第2号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和元年 9月11日 諮問

11月25日 諮問庁からの弁明書の提出

令和2年 1月21日 審査請求人からの反論書の提出

7月10日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和2年度第2回会議）

8月12日 審議（令和2年度第3回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行われなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第1部会（部会長 北村 和生）